

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人東京海洋大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

役員報酬の支給水準については、法人化前に適用されていた国家公務員指定職俸給表を準用している。

② 平成27年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬の業績の反映のさせ方については、役員報酬規則第8条第5項に基づき、期末特別手当の額を100分の10の範囲内で増額・減額できることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成27年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び賞与から構成されている。月額については、東京海洋大学役員報酬規則に則り、基本給(965,000円)に地域手当(178,525円)を加算して算出している。賞与についても、東京海洋大学役員報酬規則に則り、期末特別手当基礎額(基本給+地域手当)+(基本給+地域手当)×100分の20+基本給×100分の25)に、6月に支給する場合には100分の150を、12月に支給する場合には100分の165を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度では、基本給の引下げ(△20,000円)と引上げ(1,000円)、地域手当の引上げ(0.5%)、及び期末特別手当支給率の引上げ(年間0.125ヶ月分)を実施した。

理事

役員報酬支給基準は、月額及び賞与から構成されている。月額については、東京海洋大学役員報酬規則に則り、基本給(818,000円又は706,000円)に地域手当(151,330円又は130,610円)を加算して算出している。賞与についても、東京海洋大学役員報酬規則に則り、期末特別手当基礎額(基本給+地域手当)+(基本給+地域手当)×100分の20+基本給×100分の25)に、6月に支給する場合には100分の150を、12月に支給する場合には100分の165を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度では、基本給の引下げ(△17,000円)と引上げ(1,000円)、地域手当の引上げ(0.5%)、及び期末特別手当支給率の引上げ(年間0.125ヶ月分)を実施した。また、基本給について、現行の水準の範囲内で柔軟な取り扱いができるようにした。

理事(非常勤)

役員報酬支給基準は、東京海洋大学役員報酬規則に則り、月額(190,000円)としている。

なお、平成27年度は、特に改定を行わなかった。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、東京海洋大学役員報酬規則に則り、月額(152,000円)としている。

なお、平成27年度は、特に改定を行わなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成27年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 19,075	千円 11,637	千円 5,005	千円 2,152 279 (地域) (通勤)	H27.4.1		
A理事	千円 14,677	千円 8,856	千円 4,047	千円 1,638 135 (地域) (通勤)	H27.4.1		◇
B理事	千円 16,055	千円 9,864	千円 4,243	千円 1,824 123 (地域) (通勤)	H27.4.1		
C理事	千円 16,114	千円 9,864	千円 4,243	千円 1,824 183 (地域) (通勤)	H27.4.1		
D理事 (非常勤)	千円 2,280	千円	千円	千円 ()	H27.4.1		
A監事 (非常勤)	千円 1,824	千円	千円	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 1,824	千円	千円	千円 ()			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。
 注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

国立大学法人東京海洋大学は、人類社会の持続的発展に資するため、海洋を巡る学問及び科学技術に係わる基礎的・応用的教育研究を行う、国内唯一の海洋系大学として、「海を知り、守り、利用する」ための教育研究及び国際競争力強化のための海洋産業人材育成組織の構築を学長のリーダーシップの下で推進している。

学長は、職員数約450名の国立大学法人の長として、その業務を総理するとともに、学長として校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言えるため、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

国立大学法人東京海洋大学は、人類社会の持続的発展に資するため、海洋を巡る学問及び科学技術に係わる基礎的・応用的教育研究を行う、国内唯一の海洋系大学として、「海を知り、守り、利用する」ための教育研究及び国際競争力強化のための海洋産業人材育成組織の構築を学長のリーダーシップの下で推進している。

理事は、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

理事の報酬月額は、法人化移行前の国家公務員指定職俸給表を参考に学長の報酬月額に対応する号俸よりも2号俸～4号俸下位に相当する俸給月額を踏まえて決定しており、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

非常勤理事の報酬月額については、常勤理事の報酬月額を参考とし、その勤務状況を考慮し、月額を決定しており、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

非常勤監事は、監事の報酬月額を参考とし、その勤務状況を考慮し、月額を決定しており、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員退職手当の支給状況(平成27年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事	該当者なし					
理事 (非常勤)	該当者なし					
監事 (非常勤)	該当者なし					

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
理事 (非常勤)	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬の業績の反映のさせ方については、役員報酬規則第8条第5項に基づき、期末特別手当の額を100分の10の範囲内で増額・減額できることとしている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

職員の給与水準を社会一般の情勢に適合したものとするため、人事院勧告等を勘案し、決定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

前1年間における勤務成績に応じて昇給を、従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価に基づき昇格を実施し、また、勤勉手当において勤務実績に応じた支給割合(成績率)を設定することにより反映する仕組みを導入している。

③ 給与制度の内容及び平成27年度における主な改定内容

東京海洋大学職員給与規則に則り、基本給及び諸手当(管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、基本給調整手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、入試手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、及び寒冷地手当等)を支給している。

期末手当については、期末手当基礎額(基本給+扶養手当+地域手当+職務に応じた加算額)に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(基本給+地域手当+職務に応じた加算額)に勤勉手当の支給実施要領に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度では、基本給の引下げ(平均△2.0%)と引上げ(平均0.4%)、地域手当の引上げ(0.5%)、及び勤勉手当支給率の引上げ(年間0.1ヶ月分)を実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 354	歳 47.0	千円 8,363	千円 6,184	千円 119	千円 2,179
事務・技術	人 113	歳 44.6	千円 6,599	千円 4,931	千円 136	千円 1,668
教育職種 (大学教員)	人 179	歳 49.8	千円 9,942	千円 7,291	千円 140	千円 2,651
海事職種	人 23	歳 43.1	千円 8,286	千円 6,202	千円 20	千円 2,084
海技職種	人 36	歳 42.2	千円 6,255	千円 4,716	千円 27	千円 1,539
その他医療職種 (看護師)	人 3	歳 54.5	千円 6,492	千円 4,812	千円 45	千円 1,680

	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	11	63.0	4,614	3,887	215	727
事務・技術	4	63.5	4,550	3,832	149	718
教育職種 (大学教員)	1					
海事職種	1					
海技職種	5	62.5	4,306	3,680	343	626

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	13	41.9	3,655	2,724	131	931
事務・技術	13	41.9	3,655	2,724	131	931

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

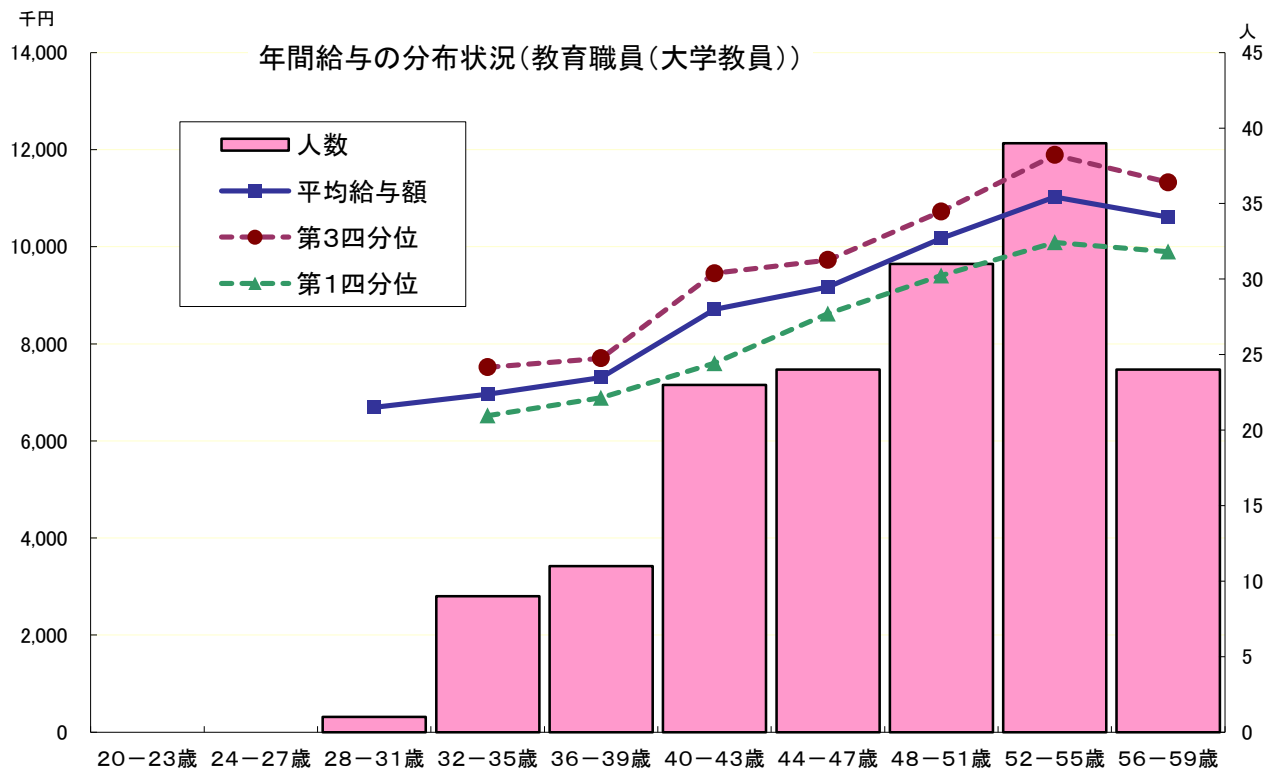
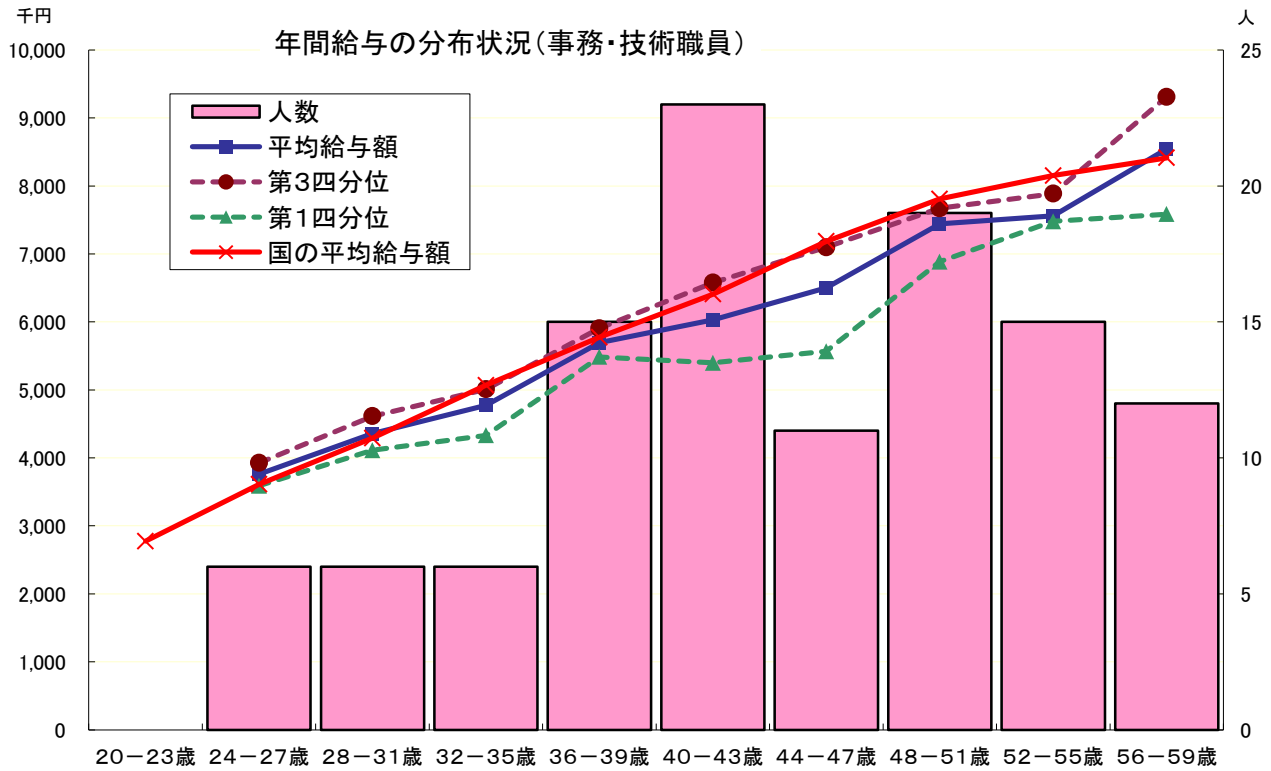
注：在外職員、任期付職員、医療職種（病院医師）及び医療職種（病院看護師）については該当者なしのため省略した。

注：再任用職員の教育職種（大学教員）、海事職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注：「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

注：「海技職種」とは、船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注:該当者が4人以下の年齢階層については、第1・第3分位折れ線を表示せず、平均のみを表示する。

注:該当者が2人以下の年齢階層については、平均額を示す点も表示しない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
部長(20)	3	55.8	10,007	10,074 ～ 9,928
課長(30)	8	53.8	9,346	9,725 ～ 8,858
課長補佐(40)	9	54.9	7,719	8,370 ～ 7,304
係長(50)	55	46.2	6,754	8,249 ～ 5,316
主任(60)	9	41.2	5,736	6,753 ～ 4,691
係員(70)	29	35.8	4,582	5,761 ～ 3,540

(大学教員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
教授(20)	77	55.2	11,325	13,814 ～ 9,496
准教授(30)	68	46.7	9,307	10,321 ～ 6,694
講師(40)	1			
助教(50)	26	40.7	7,287	8,250 ～ 5,994
助手(60)	7	55.4	7,310	7,956 ～ 5,914

④ 賞与(平成27年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.4%	64.0%	62.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.6%	36.0%	37.3%
	最高～最低	43.7～36.2%	44.7～33.6%	41.6～34.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	61.1%	64.0%	62.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.9%	36.0%	37.4%
	最高～最低	43.7～35.7%	40.9～32.6%	42.2～34.4%

(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.0%	63.8%	62.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	39.0%	36.2%	37.5%
	最高～最低	51.1～36.7%	44.1～34.1%	47.6～35.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	61.5%	64.4%	63.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.5%	35.6%	37.0%
	最高～最低	42.4～36.4%	39.6～33.4%	40.9～35.0%

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 95.8 ・年齢・地域勘案 83.5 ・年齢・学歴勘案 94.5 ・年齢・地域・学歴勘案 83.3 (参考) 対他法人 109.1
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 78.4%】 (国からの財政支出額 10,656,000,000円、 支出予算の総額 13,590,000,000円:平成27年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成26年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 9.7%(常勤職員数113名中11名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 69.9%】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 46.9%】 (支出総額 9,836,075,281円 給与・報酬等支給総額 4,608,932,725円:平成26年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が50%を越えているところであるが、国家公務員に準拠した給与制度のもと、対公務員指数が100を下回っており現行の給与水準は適正であると思われる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

107.4

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成27年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

(事務・技術職員)

- 22歳(大卒初任給、独身)
月額 176,700円 年間給与 2,900,000円
- 35歳(主任、配偶者・子1人)
月額 327,240円 年間給与 5,300,000円
- 45歳(係長、配偶者・子2人)
月額 419,520円 年間給与 6,800,000円

(教育職員(大学教員))

- 27歳(助教、博士修了初任給、独身)
月額 285,400円 年間給与 4,600,000円
- 35歳(助教、配偶者・子1人)
月額 416,880円 年間給与 6,800,000円
- 45歳(准教授、配偶者・子2人)
月額 540,840円 年間給与 8,800,000円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

前1年間における勤務成績に応じて昇給を、従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価に基づき昇格を実施し、また、勤勉手当において勤務実績に応じた支給割合(成績率)を設定することにより反映する仕組みを導入している。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,818,616	千円 3,838,584	千円 3,545,245	千円 3,302,219	千円 3,735,165	千円 3,807,691
退職手当支給額 (B)	千円 398,438	千円 574,923	千円 463,005	千円 388,105	千円 365,576	千円 320,930
非常勤役職員等給与 (C)	千円 488,596	千円 541,185	千円 619,212	千円 794,894	千円 663,940	千円 708,067
福利厚生費 (D)	千円 507,242	千円 596,316	千円 550,310	千円 551,175	千円 609,550	千円 633,498
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 5,212,892	千円 5,551,008	千円 5,177,772	千円 5,036,393	千円 5,374,231	千円 5,470,186

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ① 総人件費のうち、「給与、報酬等支給総額」の増1.9%については、平成27年度給与法改正に伴う影響、教職員の増員による影響だと考える。
「最広義人件費」の増1.8%は「給与、報酬等支給総額」の増額による影響だと考える。
- ② 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、平成25年2月28日から以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、調整率の引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要：従前104/100であった調整率を段階的に引下げ
 平成25年 2月28日～平成25年 9月30日 98/100
 平成25年10月 1日～平成26年 6月30日 92/100
 平成26年 7月 1日～ 87/100

職員に関する講じた措置の概要：従前104/100であった調整率を段階的に引下げ
 平成25年 2月28日～平成25年 9月30日 98/100
 平成25年10月 1日～平成26年 6月30日 92/100
 平成26年 7月 1日～ 87/100

Ⅳ その他

特になし